平成２２年（フ）第１７７７号
京都市南区久世東土川町180番地の２
破産者　有限会社矢野重機サービス
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６号
長崎県雲仙市千々石町甲561番地
破産者　玉園建設株式会社
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
宮崎市恒久南４丁目172番地12
破産者　株式会社栄紀組
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６６号
宮崎市大字島之内9719番地10
破産者　有限会社Ｍ・Ｙ－Ｆｒｉｅｎｄ’ｓ
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11509番地１
市営山下住宅４号、申立時の住所佐賀県武雄市若木町大字川古12922番地
破産者　松尾　俊秀
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６７号
佐賀県伊万里市新天町491　メゾンドＫＵＧＩＳＨＩＭＡⅢ３階304、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町大江306番地１
破産者　渡邉　利男
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第２１７号
群馬県館林市富士見町17―21　田島紀幸方、開始決定時の住所栃木県佐野市犬伏新町2331番地
破産者　田島　治雄
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１２９号
栃木県佐野市栃本町1582番地４　柿沼アパート
破産者　萩谷　敏子
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１８７号
栃木県足利市福居町1073番地３
破産者　増田　義則
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９１２号
さいたま市西区大字中野林417番地６
破産者　大倉　裕之
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１３号
さいたま市西区大字中野林417番地６
破産者　大倉　玲子
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９７号
埼玉県川口市並木１丁目18番15号　間瀬荘202号
破産者　金谷　菊江
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１３号
埼玉県新座市野火止５丁目25番10号
破産者　村田　幸代
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２６号
埼玉県朝霞市本町１丁目34番60―208号、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目７番43―102号
破産者　佐巴勢明雄
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
茨城県土浦市下高津４丁目１番45号
破産者　小沼　　安
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目２番29号　椿マンション302、開始決定時の住所茨城県土浦市下高津４丁目１番45号
破産者　小沼貴美子
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４２号
茨城県つくば市稲荷前23番地５　セジュールＡ・Ｎ106号、開始決定時の住所茨城県つくば市下広岡1054番地13　プラチードグランデ108号
破産者　岡野　雅弘
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６７４号
愛知県瀬戸市上品野町951番地の１
破産者　加藤　修一
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市南波多町高瀬1767番地１
破産者　吉野　要藏
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部